

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第一回）

日時：令和2年12月18日（金）午前10時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

— 会 議 次 第 —

- 1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
（仮称）新宿駅西口地区開発事業【1回目】
- 2 その他

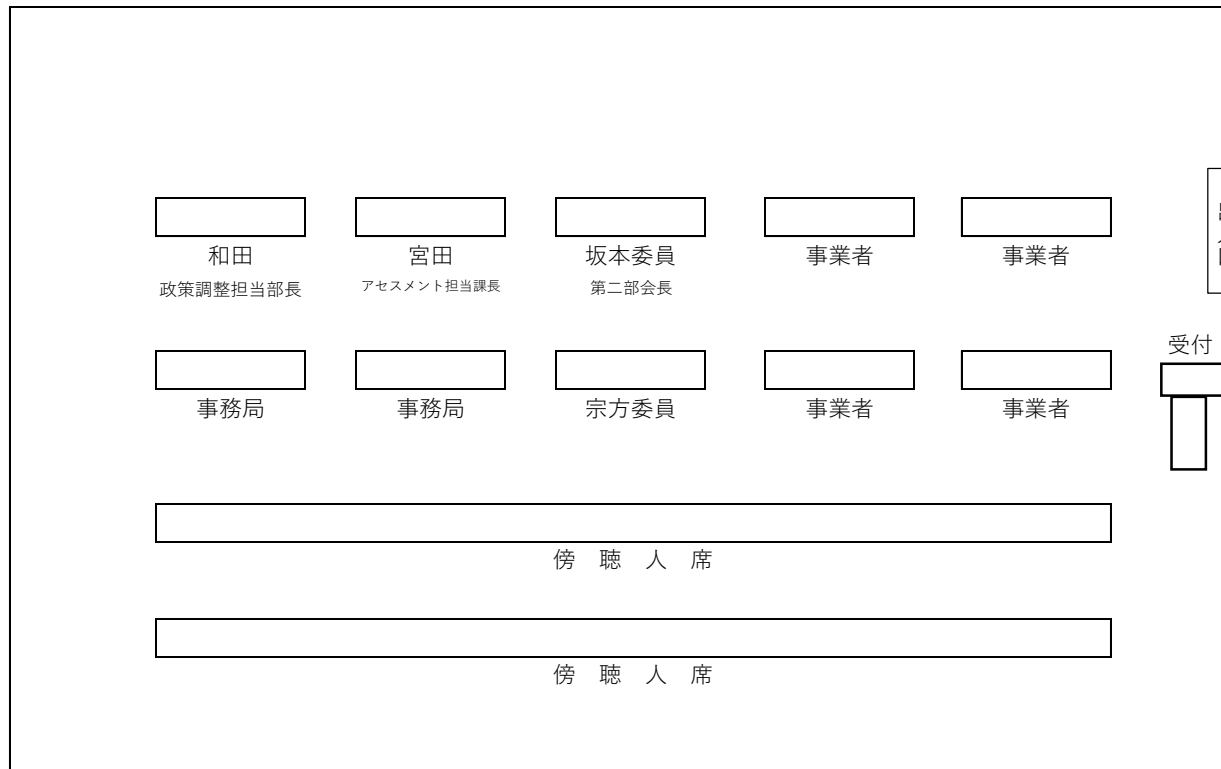
【審議資料】

資料1 「（仮称）新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会 座席配置

日時：令和2年12月18日（金）午前10時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21



<テレビ会議による出席者>

審議会会長 柳委員

池邊委員

池本委員

日下委員

袖野委員

寺島委員

宮越委員

保高委員

(8名)

「（仮称）新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	1 件
関係区長からの意見	2 件
合 計	3 件

2 都民からの主な意見

(1) その他（ヒートアイランド対策及び地球温暖化防止）

本事業規模の開発・建築を行えば、人や施設から大量の CO2 や建物からの発熱など付近の環境への負荷が多大に発生します。それを一部でも吸収すべき、みどりや空間が示されていません。281,700 m²の床面積のうち、3%程度の緑地を入れ、CO2 や発熱の一部でも現地で吸収し、環境保全に取り組むべきと思います。現計画では環境への負担が大きすぎます。したがって変更を求めます。

3 関係区長からの意見

【新宿区長】

(1) 全般

- ・本件高層建築物の新築にあたっては、周辺地域への影響を最小限に留め、周辺環境との調和を図り、環境影響評価項目として選定した事項について適切な評価・検討が行われるよう要望する。
- ・本事業の施工にあたっては、土地区画整理事業などの新宿駅直近地区周辺で同時期に施工が想定される事業と十分に連携・調整されたい。

(2) 大気汚染、騒音・振動

- ・工事施工中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する排出ガス・粉塵等、騒音・振動について、施工計画・施工方法の十分な検討を行い、近隣への影響を極力小さくするよう努められたい。また、工事完了後の大気汚染、騒音・振動についても適切に対応されたい。

(3) 電波障害

- ・電波障害に関する対応については、工事施工中のみならず工事完了後においても相談窓口を設け、必要な情報の提供と迅速かつ適切な対策を講じられたい。

(4) 風環境

- ・ビル風の発生等、風環境については、評価書案において工事完了後に計画地の北側等において平均風速の大きくなる箇所が見受けられる予測となっている。計画段階における十分な予測調査や実施設計における更なる検討を行うとともに、工事完了後の風環境の変化への対応についても万全を期されたい。

(5) 景観

- ・日本有数のターミナル駅である新宿駅周辺の地域特性を踏まえ、「新宿区景観まちづくり計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に基づき、より良好な景観形成がされるよう要望する。
- ・「代表的な眺望地点等」については、新宿御苑における調査地点が1か所のみとなっているが、重要な景観資源である新宿御苑からの眺望の影響を検証するため、調査地点を適切に追加することを要望する。
- ・「圧迫感の低減」については、計画建物の形態・意匠等の選定に際して、周辺環境等に特段の配慮を行うよう対応されたい。

(6) その他（ヒートアイランド対策及び地球温暖化防止）

- ・計画では、延床面積が従来の上にもなることから、施設の供用にあたっては、省エネルギーや再生可能エネルギーの一層の活用に努められたい。なお、最新技術の導入等により、東京都建築物環境計画書制度においても高評価が得られるよう、十分に検討されたい。

(7) その他（緑化計画）

- ・新宿区まちづくり長期計画（都市マスタープラン）において「風のみち（みどりの回廊）」に位置付けられている場所であり、「新宿の拠点再整備方針」においても、みどりの塊を各所に創出することが求められていることから、みどり豊かな都市空間を形成するよう対応されたい。

(8) その他（悪臭）

- ・「悪臭防止法」の規制基準を遵守するとともに、店舗等への周知も徹底されたい。特に地下排水槽（ビルピット）に起因する臭気の対策を十分に行い、悪臭防止法の規制基準及び、東京都の「建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱」に定める指針値に適合するよう要望する。

(9) その他（道路交通対策）

- ・工事用車両の搬入等により計画地周辺の交通渋滞が発生しないよう工夫されたい。また、工事完了後の交通量（歩行者交通量を含む）の増加等に対する安全対策等にも配慮されたい。

(10) その他（歩行者の安全確保）

- ・1日の乗降客数が約380万人の新宿駅での施工となることから、鉄道等の運行や駅構内の通路機能を維持するとともに、駅周辺の歩行者や駅利用者の安全を十分に確保するよう要望する。

(11) その他（苦情処理等）

- ・工事施工中、工事完了後における環境に関する苦情や要望の相談窓口を設置し、誠実かつ適切に対応するよう要望する。

【渋谷区長】

(1) 大気汚染

- ・工事用車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気への影響を最小限にするよう、周辺待機車両のアイドリング・ストップの実施等、対策を徹底されたい。

(2) 騒音・振動

- ・解体工事および建設工事にあたっては、騒音、振動等の軽減対策を適切に講じられたい。
- ・工事用車両の走行については、騒音、振動等周辺住民への影響を考慮し、早朝及び夜間の車両待機が発生しないよう、計画的な運行管理に努められたい。

(3) 風環境

- ・ビル風等の発生等、十分な予測調査を行い、効果的な対策を検討し対応されたい。